

大隅定住自立圏の形成に関する協定書

平成 21 年 10 月 6 日
鹿屋市・垂水市

大隅定住自立圏の形成に関する協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と垂水市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させ、甲及び乙の区域への人材の誘導を促進するために定住自立圏を形成することを目的に、必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲乙は、前条に規定する目的の達成のため、定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野（以下「政策分野」という。）の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（政策分野、取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲乙が相互に役割分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における甲乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲乙は、前条に規定する取組の推進のため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成21年10月6日

甲 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市

鹿屋市長 山下栄



乙 垂水市上町114番地

垂水市

垂水市長 水迫順一



別表第1（第3条関係）

ア 医療

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 初期救急医療体制の維持・確保	圏域の救急医療体制を維持・確保するため、夜間急病センター及び救急医療電話相談センターを設置する。	(1) 鹿屋方式による初期救急医療体制の維持・確保のため、圏域における夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置に向け、乙及び関係他市町と共同して整備計画及び運営計画を策定し、その設置を推進する。 (2) 計画策定に当たり、鹿屋市医師会等との調整を行う。	(1) 夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置に向け、甲及び関係他市町と共に同様に整備計画及び運営計画を策定する。
2 救急医療受診の適正化	圏域の救急医療体制を維持するため、救急医療機関の適正受診の啓発を図る。	(1) 救急医療に関する出前講座を企画し、開催するとともに、乙が企画する救急医療に関する出前講座の実施に際し、乙の求めに応じて、甲の区域内の小児科医等の講師としての出席を調整する。 (2) 乙及び関係他市町と共同して救急医療機関の適正受診の啓発のためのフォーラム等を開催する。 (3) 救急医療機関の適正受診の啓発のためのパンフレット等を乙及び関係市町と共同して作成し、甲の地域内の住民に配布する。	(1) 甲と連携して、救急医療に関する出前講座を企画し、開催する。 (2) 甲が開催する救急医療機関の適正受診の啓発のためのフォーラム等の共催、乙の区域内の住民の参加の促進など、必要な協力をを行う。 (3) 救急医療機関の適正受診の啓発のためのパンフレット等を甲及び関係市町と共同して作成し、乙の地域内の住民に配布する。

イ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 圏域内の畜産飼料自給率の向上	(1) 畜産農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産に係る作業の外部化による効率的な飼料生産体制を確立するため、コントラクター組織の育成及びTMRセンター整備を促進する。	(1) アグリーン鹿屋が行うコントラクター組織の機械導入及び鹿児島きもつき農業協同組合が行うでん粉かす、甘しょ茎葉等の未活用資源を有効活用するTMRセンター整備を支援する。 (2) 甲の区域内の農家に対し、当該コントラクター組織の利用を促進する。 (3) 甲の区域内の畜産農家に対し、当該TMRセンターが生産するTMRの活用を促進する。 (4) 乙と共同して水田の転作作物として、飼料稲の生産を振興する。	(1) 乙の区域内の農家に対し、当該コントラクター組織の利用を促進する。 (2) 乙の区域内の畜産農家に対し、当該TMRセンターが生産するTMRの活用を促進する。 (3) 甲と共同して水田の転作作物として、飼料稲の生産を振興する。 (4) (1)から(3)までを推進するに当たり、必要な経費を負担する。
	(2) 酪農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産に係る作業の外部化による効率的な飼料生産体制を確立するため、酪農コントラクター組織を整備する。	(1) 酪農家の粗飼料生産受託事業を広域で行う、鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）を設立し、支援する。 (2) 鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）に粗飼料生産委託を行う大隅広域酪農コントラクター利用組合（仮称）を設立し、甲の区域内の酪農家の当該利用組合への加入を促進する。 (3) 甲の区域内の当該利用組合員外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）の利用を促進する。	(1) 乙の区域内の当該利用組合員外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合（仮称）の利用を促進する。 (2) (1)を推進するに当たり、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

ア 地域公共交通

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 交流人口の増加のためのバスネットワークの構築	(1) 九州新幹線、さんふらわあ等の誘客効果を大隅地域へ導入するとともに、大隅地域住民の県都鹿児島市への交通の利便性の向上を図るため、鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスと鹿屋～各市町の路線バスの接続調整やフェリー等と路線バスの接続調整に取組み、圏域のバスネットワークの構築を図る。	(1) 鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの運行を行うとともに、乙と連携して利用促進の取組を行う。 (2) 乙及び関係他市町と共に同して鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続調整を行う。 (3) 鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バス、空港直行バス及び圏域の路線バス等の結節点となる鹿屋市中心部のバス待合施設の機能充実を図り、乙及び関係他市町と共同して観光・交通情報等の提供を行う。 (4) 乙及び関係他市町と共に同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。	(1) 甲と連携して、甲が運行する鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの利用促進の取組を行う。 (2) 甲及び関係他市町と共同して鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続調整を行う。 (3) 甲及び関係他市町と共同して甲のバス待合施設を活用した観光・交通情報等の提供を行う。 (4) 甲及び関係他市町と共同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。 (5) (1)から(4)までを推進するに当たり、必要な経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 圏域への誘客の促進及び観光資源のネットワーク化	(1) スポーツ合宿・大会等の誘致・開催によるスポーツ交流を促進し、遊休施設を利活用するため、地域内スポーツ施設等のネットワークの構築と広報・PRを行い、スポーツを核とした交流人口の増加による地域経済の活性化を図る。	(1) 圏域内における運動施設や宿泊施設、交通機関、観光資源その他付随する各種情報を有機的に結びつけて効果的に発信するため、スポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムを構築し、運営する。 (2) 乙及び関係他市町と情報を共有するため、甲の区域内の施設の予約状況等の情報の更新を行う。 (3) 乙及び関係他市町と連携して、スポーツ合宿等に関する広報PRを企画し、実施する。 (4) 広報PRのため、乙及び関係他市町からパンフレット作成に必要な資料を集め、乙及び関係他市町と共同して作成を行う。	(1) 甲が構築するスポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムを活用し、野球場や体育館、多目的屋内ホール等が集積する垂水中央運動公園等の乙の区域内の特色ある施設等の利活用促進により、交流人口の増加を図る。 (2) 甲及び関係他市町と情報を共有するため、乙の区域内の施設の予約状況等の情報の更新を行う。 (3) 情報システムの運用に関し、応分の経費を負担する。 (4) 甲が企画し、実施するスポーツ合宿等に関する広報PRに参画する。 (5) 甲が作成するパンフレットに必要な資料の提供を行うとともに、甲及び関係他市町と共同して作成を行う。

別表第3（第3条関係）

ア 圏域内市町の職員等の交流

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 広域の計画策定や研修を通じた圏域内の市町職員の交流の促進	(1) 本協定に基づく広域の計画策定を通じ、圏域内市町の職員の交流を促進する。	本協定に基づく各計画の策定に当たり、事務局を設置し、運営する。	本協定に基づく各計画の策定に当たり、甲が設置する事務局へ、乙の職員を必要に応じ、派遣する。
	(2) 本協定に基づき甲が企画・実施する鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの利用促進のPR・キャンペーン活動を企画し、実施する。	鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスのPR・キャンペーン活動を通じ、圏域内市町の職員の交流を促進する。	甲が企画し、実施する鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスのPR・キャンペーン活動へ必要に応じ、乙の職員を派遣する。
	(3) 本協定に基づき甲が構築するスポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営研修を企画し、実施する。	スポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営の研修へ圏域内市町の職員を出席させ、交流を促進する。	甲が企画し、実施するスポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムの管理・運営研修に乙の職員を出席させる。